

申請・届出名称	(柔第2号様式) 柔道整復師施術所開設届出事項の変更届
内容	施術所(柔道整復)の開設届出事項に変更が生じたとき届け出るもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課(久留米商工会館4階)
提出時期	変更後10日以内
手数料	なし
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 法人の名称及び主たる事務所の所在地を変更した場合は、変更後の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 2 敷地及び建物の構造設備、用途の変更等は、新旧が対照できる平面図 <input type="checkbox"/> 3 業務に従事する者を変更した場合は、新たに業務に従事する柔道整復師の資格免許証及び本人確認書類(運転免許証等)の写し(届出時に原本を提示すること)
備考	<input type="checkbox"/> 柔道整復師が人数枠以上の場合は別紙に記載し添付すること。 <input type="checkbox"/> 届出が変更から10日以上経過している場合は、変更届の備考欄に遅延理由を記載すること。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 3の本人確認書類について、やむを得ず原本の持参ができない場合は、原本に代えて、本人確認書類の写しに開設者が原本証明したものを添付すること。